

令和3・4年度 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 建設工事等競争入札参加資格者（建設工事）の格付要領

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合入札参加資格者（建設工事）の級別格付は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成11年告示第4号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり行っています。

1 資格審査数値

格付に用いた資格審査数値は、次の「客観点」と「主観点」の合計値です。

(1) 客観点

令和3・4年度の坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加資格審査申請に用いた、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査結果による申請業種ごとの総合評点（P点）です。ただし、官公需適格組合の認定を受けた者が、特例計算の申請をした場合は、国土交通省が定める特例要領に準じて算定した数値とします。

(2) 主観点

工事完成検査成績点及びISOの認証取得状況の合計点です。

① 工事完成検査成績点

組合が発注した設計額130万円を超える額の建設工事で、平成30・令和元年度に実施した工事完成検査の評点を用いています。

なお、平成22年4月1日に坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事成績評定要領が施行され、成績評点の算出方法が変更となったため、次のとおり算出することとします。

【平成30年度・令和元年度に実施した工事完成検査】

基準点である65点を差し引いた数値を基本とし、総評点が80点以上と65点以下については控除した数値を2倍とします。

評点省略工事においては、一律5点を主観点とする。（複数でも5点とする）

※ 同一業種において複数の工事を請負った場合は、上記の計算方法により算出された数値の平均を成績点とします。この場合、端数が生じたときは四捨五入します。

② ISOの認証取得状況

ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得している者は20点、ISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得している者は10点とします。

2 格付基準

前記の資格審査数値（客観点＋主観点の合計値）により、申請業種ごとにA級、B級、C級及びD級の4級に格付を行っています。

令和3・4年度 建設工事入札参加資格者格付基準

業種 \ 格付	A 級	B 級	C 級	D 級
土木一式工事	800 点以上	650 点以上 800 点未満	580 点以上 650 点未満	580 点未満
建築一式工事	800 点以上	700 点以上 800 点未満	600 点以上 700 点未満	600 点未満
舗装工事	750 点以上	650 点以上 750 点未満	580 点以上 650 点未満	580 点未満
上記以外	800 点以上	700 点以上 800 点未満	600 点以上 700 点未満	600 点未満

(参考)

建設工事の発注標準

業 種	A 級	B 級	C 級	D 級
土木一式工事	3,000 万円以上	1,500 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上 1,500 万円未満	500 万円未満
建築一式工事	3,000 万円以上	1,500 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上 1,500 万円未満	500 万円未満
舗装工事	1,500 万円以上	1,000 万円以上 1,500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円未満
上記以外	その都度管理者が定める額			

3 参加資格及び格付の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年とし、有効期間中の格付の変更は行いません。

4 競争入札参加資格者名簿の公開

競争入札参加資格者名簿は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課の窓口（2階）及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページ（入札・契約情報）で一般に公開（閲覧）しています。

5 登録事項の変更

商号、所在地、代表者、代理人、許可の更新等、登録事項に変更が生じた場合は、証拠書類を添えて速やかに変更届を提出してください。ただし、登録業種の変更、追加はできません。

6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当する者となったときは、その者を資格者名簿から抹消します。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により組合の指名競争入札に参加させないこととされた者
 - ③ 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき
 - ④ 金融機関に取引を停止されたとき
 - ⑤ 独占禁止法第3条（不当な取引制限）又は第8条第1項第1号（事業者団体による競争の制限）の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると管理者が認めるとき
 - ⑥ 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると管理者が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することがあります。
- ① 申請者に係る事項についての変更届又は営業停止命令、営業の休止・再開・廃止、官公需適格組合の証明を受けた者が当該証明を受けられないこととなった届出を怠ったとき。
 - ② 資格審査申請書、各種届出書類、参加資格承継申請書及びこれらの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について資格者名簿から抹消します。
- ① 資格者名簿に登録されている業務又は業種の登録・許可を受けていない者となってから、新たに登録・許可を受けることなく90日を経過したとき。（建設業許可、測量事務所登録、建築士事務所登録など）
 - ② 資格者名簿に登録されている業務又は業種について営業を廃止したとき又は登録名簿から抹消を申し出たとき。

7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸、鶴ヶ島下水道組合の競争入札参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出（郵送可）してください。入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、決算後速やかに手続きを行ってください。